

院内感染対策指針

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

当病院の院内感染は、医療機関内においては感染症の患者と罹患しやすい患者とが同時に存在していることを前提に、手厚い医療とケアを行う際に必然的に起こり得る患者・職員への感染症伝播リスクを併せ持つと考えて対処し、スタンダードプリコーションの観点に立ち医療行為を実践し、あわせて感染経路別予防策を実施する。

病院内外の感染症情報を広く共有して院内感染の発生時は迅速に原因の特定、制圧、終息を図る為に対応することを目指す。また、院内感染事例の発生頻度を院外の機関から公表されるデータと比較し、院内の患者に信頼される医療サービスが出来るように医療の質の向上に努力することをお基本姿勢とする。そして、院内感染対策活動の必要性・重要部署および全職員に周知徹底し院内共通の問題として取組みを行う。

2. 院内感染対策委員会の設置

院内感染対策委員会は、院内感染に関する問題点を把握し改善策を講じる。また、感染対策活動の中核的な役割を担う為に院内感染対策委員会を設置し、兼任の院内感染対策委員がこの業務を遂行する。

業務内容

- ① 院内感染の発生を未然に防止する予防対策に関すること。
- ② 院内感染が発生した場合における緊急対策に関すること。
- ③ 院内感染に関連し、職員の健康に関すること。
- ④ 院内感染防止のために必要な職員教育研修に関すること。
- ⑤ その他、必要と認められる事項とする

3. 職員研修についての基本方針

- (1) 感染対策委員会は、全職員対象に講習会・研修会を年2回以上開催する。
- (2) 感染対策委員会は、必要な場合に個別・各部署単位・全職員を対象に研修会を開催する。研修の開催結果または外部研修の参加実績を記録・保存する。
- (3) 感染対策委員会は毎月1回会議を開催する。
- (4) 感染対策委員会は院外の感染対策を目的とした各種学会・研修会・講習会などの情報を広く職員に告知し参加希望者の参加を促す。

4. 感染の発生状況の報告に関する基本方針

院内感染とは、病院で治療をうけている患者が現疾患とは別に感染を受けて発病する場合を指す。なお、病院に勤務する職員が院内で感染する場合も含まれる。感染状況情報は、当院の細菌検査結果から感染症の検出状況を把握し、院内に公表する。

5. 感染発症時の対応に関する基本方針

- (1) 職員は、院内感染発生を疑われる事例が発生した場合は感染対策委員に報告する。
- (2) 感染対策委員は詳細の把握に努め、発生原因の分析をすると共に改善策を立案実行する。必要な場合は病院長や委員長、専門家の支援を受けながら介入する。同時に、従業者に周知させ、決定事項を遵守させるよう指導する。
- (3) 感染対策委員会で立案、決定した改善策は、実施後も調査・見直しを義務とする。
- (4) 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関するものについては、診断および届出の手続きについて担当医師に助言指導する。
- (5) 新感染症・指定感染症については事前に当院としての対応策を周知し、発生に備える。
- (6) 特定の感染症の院内集団発生を検知した場合は、春日部保健所・国立感染症研究所などと連携をとって対応する。
- (7) 院内感染発生時は、患者・家族に対して適切なインフォームドコンセントを行う。

6. 院内感染対策指針の閲覧に関する基本方針

院内感染対策指針は全職員が閲覧できるように各階に設置する。患者・家族からの要請があった際は、速やかに公開できるよう準備する。

7. その他の院内感染対策の推進の為に必要な基本方針

- (1) 職員に当院の院内感染対策を周知するため、委員会が別に定めた**院内感染対策マニュアル**を院内に設置する。
- (2) 職員による感染対策上の疑義が解消できない場合は委員会が下記において適切な助言を得て回答する。

日本感染症学会施設内感染対策相談窓口(厚生労働省委託業)

FAX:03-3812-6180

<http://www.kansensyo.or.jp/sisetunai/index.html>

8. 患者への情報提供と説明に必要な基本方針

患者本人および患者家族に対して適切なインフォームドコンセントを行なう

- (1) 疾病の説明と共に、感染制御の基本についても説明して、理解を得た上で、協力を求める
- (2) 必要に応じて感染率などの情報を公開する

【付則】

この指針は、平成19年6月1日より施行する。

平成25年11月8日改訂

平成27年9月1日改訂

平成28年9月1日改訂

平成29年10月1日改訂

平成30年9月1日改訂

令和1年10月1日改訂

令和2年10月1日改訂

令和3年10月1日改訂

令和4年10月1日改訂

令和5年10月1日改訂

令和6年10月1日改訂

医療法人社団

春日部さくら病院